

7 添付書類

(1) 事業目的を問わず必要となる添付書類

No.	種類	内 容	根拠 法令等
1	土地の登記事項証明書	(1) 申請地 登記事項証明書（発行後3ヶ月以内の原本） (2) 申請地以外の土地 登記事項証明書又は登記事項要約書（発行後3ヶ月以内の原本又は写し、インターネット取得したものでも可）	申請地及び権利関係を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(イ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第1項第2号 則第57条の4第2項第1号
2	相続関係書類の写し	相続未登記の場合 ・相続関係図 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 ・遺産分割協議書又は同意書等	相続未登記の場合や住所変更未登記の場合、申請者が申請適格を有することを確認するため。 なお、登記事項証明書を変更した後に申請することが望ましい。
3	住民票等の写し	住所変更未登記の場合 ・住民票 ・戸籍附票	(根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第5号及び第7号 則第57条の4第2項第2号及び第5号
4	位置図	申請地の位置が表示されたもの ・住宅地図 ・航空写真等	申請地の位置を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(エ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第2号 則第57条の4第2項第1号
5	公図の写し	発行後3ヶ月以内のもの	申請地の位置及び地番を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(ウ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第2号 則第57条の4第2項第1号

No.	種類	内容	根拠法令等
6	周辺見取図	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できるもの (※申請地及び隣接地の地目、地番、地積並びに所有者の氏名等が記載されたもの)	申請地周辺の土地の利用状況から、周辺農地等への影響等の有無を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(エ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号
7	位置特定図	部分転用の場合、許可の対象となる部分の位置及び面積が特定されたもの (※許可後に登記法に基づく登記手続が発生する場合、申請書に添付されている図面により登記手続が可能であるか、申請者の責において事前に確認すべきものである。)	部分転用の場合、許可の対象となる部分が特定されていることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号
8	土地の代替性の検討票	申請地以外に、代替可能な土地について検討が行われていることが確認できるもの 申請地が第1種農地又は第2種農地で、以下の場合は提出不要。 ・第1種農地の不許可の例外規定のうち、集落接続以外の理由に該当する場合 ・第2種農地であるが第1種農地の例外規定に該当する場合	申請地以外では事業目的を達成することができないことを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号
9	事業計画書	事業目的、申請地の利用計画、申請地を選んだ理由及び必要とする理由、面積の必要性、周囲の農地に対する被害防除計画、転用にかかる資金計画並びに他法令の許認可状況が記載されたもの	一般基準を満たしていることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 審査基準様式第1号・第2号共通別紙 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号

No.	種類	内 容	根拠法令等
10	被害防除計画書	周辺農地に被害が想定される場合、転用事業によって生ずる付近の農地、作物等の被害防除に関する計画が記載されたもの (※周辺農地の耕作者からの同意を得られている場合、被害防除の措置がとられているものとして差し支えない。)	周辺農地に被害が想定される場合、転用事業によって生ずる付近の農地、作物等への被害防除の措置がとられていることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号
11	土地利用計画図	申請地の利用方法（実際の土地の形状に即したもの）、建物及び施設の面積、位置並びに施設間の距離等が具体的に表示された図面であり、明確な利用方法及び縮尺が記載されたもの	転用事業の必要性及び具体性を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(オ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第3号 則第57条の4第2項第1号
12	土地造成計画図	50センチメートルを超える造成工事（切土及び盛土等）が予定されている場合、その計画が示されたもの	周辺農地等への影響を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号
13	平面図及び立面図	建物又は施設等が設置される計画である場合、申請に係る土地に設置する主たる建物又は施設等の構造が確認できるもの	建物又は施設等を設置する計画の場合、施設の構造から、転用事業の必要性及び具体性を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号

No.	種類	内 容	根拠法令等
14	排水計画図	雨水排水、生活排水等に分け、それぞれの処理方法、放流先等が具体的に記載されたもの	転用事業の実現の確実性を判断とともに、排水計画による農業用排水の氾濫、汚濁等周辺農業への影響の有無を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第3号 則第57条の4第2項第1号
15	取排水同意書	水利権者又は漁業権者の同意が確認できるもの	取排水先に権利を有する者がいる場合、転用事業の確実性を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(コ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号
16	その他権利関係者の同意書等	(1) 申請地の所有者と耕作者が異なる場合 ア所有者が転用事業を行う場合 ・法第3条許可書の写しもしくは基盤強化法による利用権設定の写し等、権原を有していることが確認できるもの ・耕作者の同意が確認できるもの イ耕作者が転用事業を行う場合 ・法第3条許可書の写しもしくは基盤強化法による利用権設定の写し等、権原を有していることが確認できるもの ・土地所有者の同意が確認できるもの (2) 申請地以外の土地が転用事業に利用される場合 申請者の所有地でない土地が転用事業に利用される場合、賃借契約書や承諾書等、土地利用の見込みが確認できるもの	申請地の所有者又は耕作者の意思を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(キ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第5号 則第57条の4第2項第2号 申請地以外の所有者の意思を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号

No.	種類	内 容	根拠法令等
17	他法令の許認可書の写し又は許認可の手続状況を証する書類の写し	転用事業に関連して、他法令の許認可等を了していること又は申請手続中であることが確認できるもの	他法令の許認可等を必要とする転用事業の場合、他法令の許認可等の状況を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(ク) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号
18	土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合、その事由が記載された書類）	申請地が土地改良区の地区内にある場合、当該土地改良区の意見が確認できるもの（※意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合、その事由が記載されたもの）	土地改良区との調整が図られていることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(ケ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第6号 則第57条の4第2項第3号
19	資金証明書類	申請者が転用事業を実施するために必要な資力及び信用を有していることが確認できるもの	申請者が転用事業を実施するために必要な資力及び信用を有していることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(カ) 審査基準第1の1の(2)のイ 審査基準別表2 則第30条第4号 則第57条の4第2項第1号
20	委任状の写し	代理申請の場合、申請者から代理人に対する委任状	代理人が申請に対して委任を受けていることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号
21	法人関係書類	法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写しのうちいずれか（※法第5条の申請の場合、権利を取得しようとする者に限る。）	法人の事業内容を確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(ア) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第1号 則第57条の4第2項第1号

No.	種類	内 容	根拠法令等
22	その他参考資料	<p>その他参考となる資料</p> <p>(例)</p> <p>一時転用の場合、その権利設定に係る契約書（原状回復の時期、方法、施行者、費用負担が明記されたもの）の写し又はこれらが確認できるもの</p>	<p>(根拠法令等)</p> <p>審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号</p> <p>(例)</p> <p>原状回復の時期、方法、施行者、費用負担を確認することにより、転用事業の確実性を判断するため。</p>

(2) 事業目的により別途必要となる添付書類

事業目的	種類	内 容	根拠法例等
砂利採取	採取計画認可申請書の写し	採取計画認可申請が行われていることがわかるもの（採取計画書部分に限る）	<p>砂利法に基づく認可申請内容との整合性を確認するため。</p> <p>(根拠法令等)</p> <p>審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号</p>
	農地復元を担保する書類	<p>次のいずれかの措置が講じられることが分かるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利法第16条の規定により知事の認可を受けた採取計画が当該砂利採取業者と砂利採取業者で構成する法人格を有する団体（その連合会を含む。）との連名で策定されており、かつ、当該砂利採取業者及び当該団体が採取跡地の埋戻し及び農地の復元について共同責任を負っていること。 ・当該農地の所有者、砂利採取業者並びに採取跡地の埋戻し及び農地の復元の履行を保証する資力及び信用を有する者の三者間の契約が行われていること。 	<p>砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋戻し及び廃土の処理を行うことにより、転用期間内に確実に当該農地を復元することを確認するため。</p> <p>(根拠法令等)</p> <p>審査基準第2の1の(1)のアの(イ)のcの(a)のi 処理基準第6の1の(1)の①のウ</p>

事業目的	種類	内容	根拠法令等
建売住宅及び特定建築条件付宅地分譲	宅地建物取引業免許証の写し等	宅建法第3条第1項に基づく許可を受けたことが確認できるもの	申請者が転用事業を行う資格を有していることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号
	過去に許可を受けた建売住宅及び特定建築条件付売買予定地を目的とした転用事業の進捗状況が分かる書類	直近で許可を受けた過去3件の転用事業について、進捗状況が確認できるもの	直近で許可を受けた過去3件の転用事業が、計画通りに実施されていることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号
特定建築条件付宅地分譲	土地売買契約書の案	申請者と土地購入者との間における売買契約の内容が確認できるもの	特定建築条件付宅地分譲に該当することを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号 建築条件付通知4の(2)のイ
	業務提携書の写し	申請者と建築業者との間ににおいて、業務を提携していることが確認できるもの	特定建築条件付宅地分譲に該当することを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号

事業目的	種類	内容	根拠法令等
太陽光発電設備及び営農型太陽光発電設備	太陽光発電設備に係る各種製品仕様書	太陽光発電設備に係る製品内容が確認できるもの	製品内容と合致した事業計画であることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第1の1の(1)のイの(サ) 審査基準第1の1の(2)のイ 則第30条第7号 則第57条の4第2項第5号
営農型太陽光発電設備	下部の農地における営農計画書	遮光率、単収、作付け計画等、営農計画の概要が確認できるもの	下部の農地における営農の適切な継続が確実であることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第2の5の(1) 営農型通知2の(1)
	下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる関連書類	試験研究機関による調査結果等が確認できるもの ・作物の栽培に関する資料 ・遮光率と営農に関する資料 ・遮光率の計算資料	
	知見を有する者の意見書	営農に関して必要な知見を有する者が、営農に関する意見が確認できるもの	
	撤去費用に関する合意書	営農型発電設備を設置する者と下部の農地において営農する者が異なる場合、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について当事者間で合意されていることが確認できるもの	支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について当事者間で合意されていることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第2の5の(1)のエ 営農型通知2の(1)のエ
	系統連携に係る契約書	営農型発電設備を電気事業者の電力系統に連携することとされている場合、電気事業者と申請者が連携に係る契約を締結する見込みがあることが確認できるもの	電気事業者と申請者が連携に係る契約を締結する見込みがあることを確認するため。 (根拠法令等) 審査基準第2の5の(2)のキ 営農型通知2の(2)のキ